

# 酒類提供飲食店営業を営む皆様へのおしらせ

## 接待飲食等営業は、公安委員会の許可が必要

飲食店で、客の接待を行うなどの営業（裏面「接待飲食等営業の種別」参照）をする場合は、食品衛生法の許可を得た上で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく風俗営業の許可を取得しなければ無許可営業となります。

《罰則：2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれを併科》

※ 接待とは、接客従業者が特定少数の客の近くで、談笑等の相手になったりしながら酒類や飲食物等を提供するなどの方法により、客をもてなすことをいいます。



## 深夜酒類提供飲食店営業(深夜の snacks)は、公安委員会の届出が必要

接待を行わなくても、深夜（午前0時から午前6時までの間）に、もっぱら、酒類を提供する飲食店営業（以下「深夜酒類提供飲食店営業」という。）を営む場合は、営業を開始しようとする10日前までに、営業開始届出書を営業所を管轄する警察署を通じて公安委員会に提出しなければ無届け営業となります。

《罰則：50万円以下の罰金》

## 深夜遊興の禁止

飲食店営業者は、深夜に遊興をさせることが禁止されています。

風営法の改正により平成28年6月23日以降は、深夜において酒類を提供して客を遊興させる営業について、立地規制と許可制の下、「特定遊興飲食店営業」として許可を受ければ認めることとなりました。

これらの行為に違反した場合は、特定遊興飲食店営業の無許可営業となります。

《罰則：2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれを併科》

『遊興をさせる』とは？

- 不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興業等を見せる行為
- 不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為
- 客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い、不特定の客にダンスをさせる行為
- のど自慢大会等の遊技、ゲーム、競技等に不特定の客を参加させる行為
- カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客に合わせて照明の演出、合いの手等を行い、又は不特定の客の歌を褒めはやす行為
- バー等でスポーツ等の映像を不特定の客に見せるとともに、客に呼び掛けて応援等に参加させる行為

等が該当します。

## 特定遊興飲食店営業について

【平成28年6月23日～】

特定遊興飲食店営業とは・・・

**深夜**

(午前0時から午前6時まで)

を行う営業のことを言います。

+

**飲食**

(酒類を提供)

+

**遊興**

(営業者の積極的な行為)

和歌山県では、特定遊興飲食店営業の許可を取得することができるのは、風営法の規制により、ホテル等内適合営業所のみとなります。

ホテル等内適合営業所の基準 (いずれにも該当しなければいけません)

- 同一階の他の区域、直上・直下の区域をホテル・旅館業者又は風俗業者等が管理していること。
- バルコニーに通じる出入口に二重扉が必要であること。
- 営業所へはホテル・旅館内を通過して客が出入りすること。
- ホテル・旅館業者が、営業所への客の出入りを管理すること。
- 営業所が、ラブホテルに使用されるホテル内にないこと。

## 従業者名簿や接客従業者の年齢確認等が必要

【従業者名簿の記載事項】

住所、氏名、性別、生年月日、国籍 (接客しない従業員は国籍の記載を除く)、採用年月日、退職年月日、業務内容

【確認書類の保存義務 (接客従業者のみ)】

確認に用いた住民票記載事項証明書等を同時に保管しなければなりません。

《罰則：100万円以下の罰金》

## 接待飲食等営業の種別 (概要)

【平成28年6月23日～】

1号	社交飲食店 (洋風) 料理店 (和風)	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の <b>接待</b> をして客に <b>遊興</b> 又は <b>飲食</b> をさせる営業
2号	低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を <b>10ルクス以下</b> として営むもの (社交飲食店、料理店を除く)。
3号	区画席飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に <b>飲食をさせる営業</b> で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが <b>5平方メートル以下</b> である客席を設けて営むもの。

## 問い合わせ先

風俗営業等の許可を取得するには、人、場所、構造又は設備の許可基準を満たす必要があります。

深夜酒類提供飲食店営業にも、場所、構造又は設備の届出基準を満たす必要があります。

これらの営業を営もうとする方は、事前に下記に問い合わせをして下さい。

- 営業所を管轄する警察署 生活安全課 (生活安全刑事課)
- 和歌山県警察本部 生活安全企画課 許可等事務指導室 (073-423-0110 内線3056)

